

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人
甲賀市社会福祉協議会

目次

基本理念	4
基本方針	4
事業方針	4
1. 法人の組織運営	6
1. 組織（ガバナンスの強化）	6
(1) 役員運営	6
2. 総合的な財源確保と運営	6
(1) 事業運営の透明性と財源	6
(2) 補助金・委託金の確保	6
3. 社協会員・会費の見直し	7
4. 人材育成・職員の質の向上	7
(1) 新人事制度の推進	7
(2) 全役職員研修	7
(3) 職員のプレゼンテーション力の強化	8
2. 「ご近所福祉のまちづくり」への取り組み	9
1. ご近所福祉推進活動の推進	9
(1) 見守り支えあいネットワークの推進	9
(2) 地域福祉活動計画のプロジェクト推進 ★重点事業	9
(3) ご近所福祉研修会の開催	10
(4) 区（健康福祉会）のご近所福祉活動への支援	10
(5) ご近所福祉懇談会支援	10
(6) ふれあいいきいきサロンの推進支援事業	11
(7) ソーシャルワーカーの設置	11
(8) 生活支援体制整備事業 ★重点事業	11
(9) 地域福祉大会	11
2. 地域福祉活動推進助成事業	12
(1) ご近所福祉活動助成	12
(2) ふれあいいきいきサロン助成	12
(3) 見守り・支えあい活動助成	12
3. 当事者支援・団体支援	12
(1) 当事者・団体支援	12
(2) 福祉団体支援	13
(3) 民生委員児童委員協議会との協働	13
4. 福祉ボランティア活動推進事業	13
(1) ボランティアコーディネートを中心業務とした事業の展開	14
(2) 市ボランティア連絡協議会支援	14
(3) 住民や学校が実施する福祉学習への協力・支援	14
(4) 福祉ボランティア養成講座の開催	14
(5) 活動の広報・周知	15
(6) 福祉活動助成	15

(7) ボランティア活動推進のための検討.....	15
5. 福祉センター等受託・指定管理事業（市）	15
(1) 水口社会福祉センター	15
(2) 老人福祉センター.....	15
(3) 甲賀市市民福祉活動センター.....	16
(4) その他全般.....	16
6. あいこうか市民活動・ボランティアセンター.....	16
(1) 市内の市民活動、ボランティア活動の活性化	16
(2) 意見交換会（運営委員会）の開催	17
(3) 市民活動支援、ニーズ対応講座等の開催	17
(4) 活動の広報・周知.....	17
7. 共同募金運動の推進と配分金活用.....	17
8. その他受託事業.....	18
(1) 障がい児タイムケア事業.....	18
(2) ファミリーサポートセンター事業.....	19
(3) 移送サービス事業.....	19
(4) 認知症キャラバン啓発業務.....	20
(5) ふくしまンパワーねっと事業★重点事業.....	20
9. 災害時関係事業.....	20
(1) 防災活動計画策定.....	20
(2) 災害にも強い地域づくり推進プロジェクト.....	21
(3) 災害ボランティアセンターの設置運営.....	21
10. 広報活動(法人全体)	22
3. 医療・介護・福祉連携への取り組み	23
1. 在宅看取りケアの推進★重点事業.....	23
2. 認知症への支援★重点事業.....	23
3. 福祉の地域づくり	23
4. 介護予防の推進.....	23
5. 訪問介護事業.....	24
6. 訪問入浴介護事業	24
7. 通所介護事業.....	25
8. 訪問看護事業.....	25
9. 居宅介護支援事業	25
4. 「相談・支援」への取り組み	26
1. 社会的孤立・生活困窮への支援活動の展開	26
(1) 自立支援調整事業.....	26
(2) 家計相談支援事業.....	26
(3) 学習支援事業（学んでいこうカ）（新規事業）.....	26
(4) 総合相談の取り組み	26
(5) 資金貸付事業（県社協受託）（善意銀行）	27
(6) 生活物資ささえあい事業（生活物資提供支援事業）（善意銀行）	27
2. 部門連携会議.....	27

3. こうかあんしんネットセンター.....	27
(1) 地域福祉権利擁護事業（県社協補助金・市補助・社協会費）	27
4. 障がい者への相談支援・計画相談支援の実施.....	28
5. 福祉作業所の運営.....	29
(1) 利用者工賃の増額.....	29
(2) 研修参加や資格取得による職員のスキル向上	29
(3) 職員間連携の強化と情報収集.....	29
(4) 利用者の余暇支援活動	29
(5) 作業所将来構想検討委員会（仮称）への取り組み.....	29

平成29年度 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

事業計画

基本理念

住民主体の原則に基づき、あらゆる人権を尊重して、共に支えあう福祉のまちづくりを創生し、生き生きと豊かに暮らせる地域社会を目指します。

基本方針

㊦ふくらまそう地域社会

地域における福祉課題を掘り起こし、その解決に向けた活動を積極的に推進することにより、豊かな地域社会を実現

㊧暮らしを支える福祉サービス

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らせる自立支援体制の実現

㊨市民とともに創る住民参画型社会

地域住民、各種団体、関係機関が参加し、協働に基づいた福祉コミュニティづくり、参画型福祉社会の実現

事業方針

国では、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりの構築が示された。これを受け厚生労働省は、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町行政においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めることとしています。

このように国の施策が大きく展開する中、こうした「我が事・丸ごと」の理念は、本会が取り組んでいる「ご近所福祉のまちづくり」そのものであり、平成29年の6月には、こうした理念を実現するための「第2次地域福祉活動計画」を公表する運びとなっています。

こうした行政施策や計画に基づき、平成29年度本会は、次の5つの事業を重点として取り組みます。

1つ目は、「地域福祉活動計画のプロジェクト推進」です。前述の地域福祉活動計画の実現に向けて、①見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト②ふ・く・しネットワーク（地域と福祉専門職をつなぐ）プロジェクト③地域の居場所（たまり場）づくりプロジェクト④災害にも強い地域づくりプロジェクト を推進するために市に

ご近所福祉推進委員会、各町にご近所福祉推進協議会を設置して地域特性に応じた推進を行います。

2つ目は、「生活支援体制整備事業」です。市の委託を受け、第1層（市全体）ならびに第2層（各町）に生活支援コーディネーターを配置し、住民や福祉関係機関団体主体の協議体を設置するとともに、それぞれの地域ニーズに応じた介護予防事業、生活支援事業づくりを、コミュニティと一体化させながら取り組みます。

3つ目は、「ふくしマンパワーねっと事業」です。甲賀市内の福祉職場で働くそれぞれの職員の人権意識を高め、質の高い福祉を継続的・恒常的に進めるために、福祉事業所そして職員同士をつなぐネットワークを構築します。これは3年間の市委託事業であるとともに、社協として、また社会福祉法人の主体事業として取り組みます。

4つ目は、「在宅看取りケアの推進」であり、5つ目は、「認知症への支援」です。これまでも「住み慣れた地域で、最期まで暮らし続けることができる」甲賀市地域包括ケアシステムの実現に向け、本会一体となって取り組んできました。本会の介護事業は、これらを2本柱としながら、住民や関係者との連携や支援、啓発を進めるとともに職員のさらなるスキル向上に努めます。

社会福祉法人に係るさまざまな制度改正が行われ、平成29年4月1日から本会も新たな定款の下に法人運営を行います。

以上5つの重点事業を柱としながら本年も私たちは、社会福祉協議会に求められている役割を最大限に果たせるよう、役職員一丸となって事業・活動に取り組みます。

平成29年度の重点事業（案）

1. 地域福祉活動計画のプロジェクト推進
2. 生活支援体制整備事業
3. ふくしマンパワーねっと事業
4. 在宅看取りケアの推進
5. 認知症への支援

1. 法人の組織運営

1. 組織（ガバナンスの強化）

（1）役員運営

①理事会運営

- ・現在、地区担当理事制に加え、入札時や作業所運営における検討会議など、担当理事との関わりを深めながら、今後さらに定期的な理事会開催のもと、理事会の執行力を強化することを目指す。

②評議員会運営

- ・社協における社団法人的性格を踏まえ、法人の重要な事項について議決機関として位置づけ、社協事業への理解や地域課題の共有ができるような会議運営に努める。
- ・定例評議員会（3月・6月）に加え、中間期の事業・予算報告と、補正予算などの適正な予算措置ができるよう評議員会を開催する。

③監査会の実施

- ・適正な社協組織・事業の運営ができるよう、毎理事会に参加の上、助言・指導をいただくとともに、決算期には、組織・事業・予算措置・決算など法人全体についてきめ細やかな監査・指導をいただく。

④三役会の実施

- ・適正かつ的確な社協経営を行うため、会長・副会長・常務理事による協議を随時行う。

⑤評議員選任・解任委員会の設置運営

- ・評議員の選任および解任は中立性を確保するため、評議員・選任解任委員会を設置し適正な選任・解任を行う。

2. 総合的な財源確保と運営

将来に向け安定した地域福祉事業を推進するためには、安定した財源確保が必要不可欠となる。そのため、住民に理解を得られるような事業・活動の展開と、見える化をすすめるとともに、職員一人ひとりがコスト意識と経営感覚を持って取り組む。

（1）事業運営の透明性と財源

社協の財源確保に向けて、役職員一同が意識改革を行い、また、全職員が財源を意識し資金の流れや使途を明確化しながら、各事業の成果について透明性を図りながら実績報告を作成する。また、収入財源と支出のバランスを検証し、適切な事業運営が行われるよう、事業内容・予算について各部・事業所等に確認し、働きかける。

（2）補助金・委託金の確保

補助金について、社協がめざす方向性や趣旨とともに具体的な事業内容について、県・

市へ明確（見える化）に示し、市が策定する地域福祉計画や本会策定の地域福祉活動計画を進めるため、積極的な地域福祉事業の推進と適切な人員配置を行い、市に対し補助額を要望する。

委託事業について、事業内容や金額を担当課と再検討し、適正な事業内容や委託額となるように、委託元との協議をすすめる。

3. 社協会員・会費の見直し

ここ数年社協会費は横ばい傾向にある中、社協会費の使い道などを明確にし、会費が増大するよう、わかりやすく住民に周知啓発する。また、新たに創設した団体会員や賛助会員の新規開拓などを行う。

4. 人材育成・職員の質の向上

(1) 新人事制度の推進

甲賀市社会福祉協議会が地域住民をはじめ行政や関係機関の期待に応え、組織の価値を高めることを目的に、「役割」を人事の基軸とした人事評価制度を平成28年度より正規職員、嘱託職員を対象に本実施している。平成28年4月に職員給与を役割実績給に移行させ、昇給月を4月に統一した。また、新人事制度に基づく評価を昇格昇給・賞与へ反映させていく。また、賞与への評価反映原資の割合は年度計画により高めていき、こうした評価が適正に行われるよう、職員への制度周知、考課者への訓練、フィードバック面接などを適宜実施し、職員の意見を反映しながら運用を行う。

(2) 全役職員研修

研修体系に基づき、社協職員として基本的知識や技術力を向上させていく為に、内部研修の実施や外部研修への積極的な参加を進める。

各種研修実施・外部研修への参加促進

<内部研修>

- ・ 労務管理リーダー研修
- ・ 安全衛生推進者研修
- ・ 新人職員研修
- ・ リーダー職員人権研修
- ・ ゲートキーパー養成講座
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ メンタルヘルス研修
- ・ 救急救命・AED研修
- ・ セキュリティー（情報漏えい）研修<全職員必須>
- ・ 人権研修<全職員必須>
- ・ 安全運転講習<全職員必須>
- ・ 権利擁護支援に対する研修

<外部研修>

- ・ 滋賀県社会福祉協議会が開催する階層別研修（新人・主任・所長・管理職対象）
- ・ 企人協人権フォーラム

- ・企業・事業所対象人権研修会
- ・人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい
- ・甲賀市企業人権啓発推進協議会フィールドワーク研修
- ・部落解放研究滋賀県集会
- ・社会福祉学会
- ・滋賀県市町社協職員連絡協議会新任職員研修
- ・安全運転管理者・副安全運転管理者講習
- ・若年運転者交通安全教室

(3) 職員のプレゼンテーション力の強化

社会福祉学会や職員報告会の他、各種研究会へ積極的に参加し、事業の報告をすると共に、地域住民に向けた社協の活動説明等の機会を通じて、個々の発信力の強化に努める。

2. 「ご近所福祉のまちづくり」への取り組み

1. ご近所福祉推進活動の推進

区自治会単位のご近所福祉活動に重点を置いた推進と支援を行う。

また、サロンや懇談会の場や、個人や区、団体等への個別アンケートや訪問調査により住民の個別課題や地域の課題、住民ニーズを把握する。そして、地域と関係者や専門機関などをつなぐネットワークを構築し、把握した地域課題の解決の支援にあたるとともに、全地域において住民主体の見守りや支えあいの活動が展開されるように、次の3つの方針をもって取り組む。

- ・住民が主役の福祉のまちづくり
- ・専門機関・団体が連携を進める仕組みづくり
- ・住民の暮らしの課題を解決するための体制づくり

(1) 見守り支えあいネットワークの推進

ご近所福祉の柱である見守りと支えあいが全地域で取り組まれるように活動の意義やポイント、その推進方法などの情報を提供し、住民の身近なところで複層的に構築されるよう支援・推進する。

また地域住民の生活課題解決に取り組む為に住民と関係機関・団体などの専門職のネットワークを進め構築する。特に社会的孤立や認知症、生活困窮を重要な地域課題として取り組む。

(2) 地域福祉活動計画のプロジェクト推進★重点事業

甲賀市地域福祉活動計画に位置付けられた基本理念、基本方針に基づいた具体的活動を進めていくための4つのプロジェクトを推進する母体として甲賀市ご近所福祉推進委員会を設置する。また、地域性に応じたきめ細かなプロジェクト活動を展開するため、下記のとおり各地域（町）にご近所福祉推進協議会等を設置していく。

甲賀市ご近所福祉推進委員会（市全体のプロジェクト統括）

水口地域ご近所福祉推進協議会・土山地域ご近所福祉推進協議会

甲賀地域ご近所福祉推進協議会・甲南地域ご近所福祉推進協議会

信楽地域ご近所福祉推進協議会

甲賀市ご近所福祉推進委員会の取り組みは、平成29年度に発足し、各地域（町）のご近所福祉活動の成果と課題整理、方向性の確認及び啓発を行う。そして各地域ご近所福祉推進協議会も同時にスタートし、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画を策定、実行する。その後各プロジェクトによる取り組み推進と課題整理を行い、ご近所福祉活動の成果と課題整理を行い、方向性の確認及び啓発を行う。

4つのプロジェクト

①見守り・支えあい・発見・解決プロジェクト

「見守り」から「発見」へ、「発見」から「支えあい」へ、「支えあい」から「課題

解決」へとつながる循環発展型の見守りと支えあいのネットワークづくりを市内に広げ、高めていくことを目指す。

②ふ・く・しネットワークプロジェクト

ふ（福祉関係者による）・く（暮らしの課題を解決する）・し（しくみ）として、市内の専門職（機関・団体）がネットワークをもって地域の課題解決へと向かい、地域の見守り支えあいのご近所福祉活動とつながる仕組みをつくることを目指す。

③地域の居場所（たまり場）プロジェクト

地域の中にある住民の居場所（たまり場）の実態把握とともに、現役終了後、その人生で培った経験や知識を地域のために役立てたいと思っている高齢者やさまざまな能力を持ちながらも今はひきこもり状態にある人などが活かされる居場所づくりや居場所のネットワーク化支援を目指す。

④災害にも強い地域づくりプロジェクト（P21）

地域で災害が発生した時に、災害弱者が誰一人孤立することのないよう、関係機関とともに初動体制を確立し、誰かに見守られ、手をさしのべてもらえることのできるたすけあいのネットワークを形成するとともに、常設型の災害ボランティアセンターとの連携により、被災者支援活動が推進されることを目指す。

（3）ご近所福祉研修会の開催

地域住民の課題発見力や解決力の強化をはかり、見守り支えあい活動や生活支援活動が全地域に広がることを目的に、地域のニーズに応じたテーマでご近所福祉研修会を開催する。ご近所福祉活動の活動実践発表や、活動を深め広める場として開催し、幅広いニーズに対応するため、町単位だけでなく合同で複数の地域が一体となったものとする。

（4）区（健康福祉会）のご近所福祉活動への支援

各区・自治会単位を基本とした、見守り支えあいのご近所福祉活動の支援を行い、その活動が継続できるように組織化を含めた仕組みづくりを支援する。

小学校区単位では、自治振興会（健康福祉部門）との一体的な活動推進が行えるよう連携していく。また、地域福祉協議会が組織化されている地域については、主体的に取り組まれている事業や研修会、会議への支援を継続していく。

旧町単位には、広域的な課題解決への取り組みと全地域でご近所福祉活動が取り組まれるよう、関係機関や団体と連携しネットワークを構築する。

（5）ご近所福祉懇談会支援

区・自治会単位に、住民主体のご近所福祉懇談会が全地域で定期的に継続して開催されるように支援する。住民自身による地域課題の気づきと見守り支えあい活動などの地域ニーズに応じた活動を進めるきっかけとなるように働きかける。

ご近所福祉懇談会が開催しやすいように、具体的な進め方や、テーマ、メニューが提案できるように人材と教材などを充実していく。

(6) ふれあいいきいきサロンの推進支援事業

サロンを見守り支えあい活動の一つとして位置づけ、地域課題や個別課題を早期発見できる場を持ち、地域で一番身近な相談の窓口となるよう、関係機関等と連携し、サロンの実態把握、サロン活動の立ち上げ支援、運営支援、担い手支援を行う。地域のサロンが、見守り活動の中心的役割となり、そこで把握できた個別ニーズや地域課題を懇談会やご近所福祉活動へつなげ課題解決に向けた支援を行う。

また、子ども食堂を広域的なサロンと位置づけ、昨年度に引き続き子ども食堂開設に向けた支援をする。先進地等の視察と研修を重ね、学習支援を含めた居場所づくりを支援する。さらに、スタッフに向けた事例発表やリクリエーションの紹介、情報交換会・交流会の開催、サロン間の仲間づくりや関係機関・団体とのネットワークの構築を進め、活動者から得られた地域課題を整理し、解決につなげるよう努めます。

(7) ソーシャルワーカーの設置

各町単位に、甲賀市社協が各町ごとの地域福祉推進の拠点として地域福祉活動センターを設置し、地域の支援を行うコミュニティワークやボランティアコーディネートを行い、総合的に地域福祉を進めるソーシャルワーカーを配置する。ソーシャルワーカーは、住民のボランティア活動を推進・支援するとともに、住民の課題解決に向け、関係機関団体と連携やネットワーク化を進めながら取り組む。

甲賀市社協地域活動支援課に、ボランティアの推進も含め、市内全体の地域福祉活動を統括・推進・支援する拠点を置き、各エリア担当者が担当各地域（町）の地域福祉活動センター活動を推進・支援する。

(8) 生活支援体制整備事業 ★重点事業

平成 29 年度から、市からの委託を受け第 1 層（市全体）、第 2 層（各町）の生活支援コーディネーターを配置し、介護予防にかかる生活支援事業を進める第 2 層の協議体設置を行う。生活支援コーディネーターは、ソーシャルワーカーとともに、ご近所福祉コーディネーターやご近所福祉ボランティアの活動を推進・支援する。

《生活支援コーディネーターの主な活動》

- ・資源開発（あるもの探し）
- ・ネットワーク構築（日ごろからの顔の見える関係づくり）
- ・ニーズ調査と取り組みのマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をつなぐ）

《協議体の主な活動》

- ・住民、福祉関係団体、機関等、多様な主体の参画により、定期的な情報共有と、具体的な連携・協働による取り組みを推進

(9) 地域福祉大会

甲賀市地域福祉活動計画および甲賀市社会福祉協議会発展強化計画に基づき、ご近所福祉のまちづくりを目指して、甲賀市と共に主催して地域福祉大会を開催する。

社会福祉活動に関する功績顕著な個人または団体への表彰や感謝の意を表するとともに見守り、支えあいのご近所福祉活動の実践と成果の発表の場とする。

2. 地域福祉活動推進助成事業

地域福祉活動がさらに拡充されるように各種助成事業を実施する。

区自治会単位のご近所福祉活動がさらに充実し、有効に活用される助成を目指し、事業を通して地域の課題の把握や解決に向けた取り組みを推進・支援する。複数の区などで取り組まれている子育てや障がい児・者等にも柔軟に対応した助成金とする。

(1) ご近所福祉活動助成

(財源＝社協会費・共配・善意銀行)

区・自治会・健康福祉会単位で住民が主体的に実施する見守り支えあいのご近所福祉活動を推進し、定着するように継続かつ計画的に助成する。

助成を行った地域の活動が、見守りや支えあいの活動につながるように、地域のニーズに応じたご近所福祉活動助成を継続する。

(2) ふれあいいきいきサロン助成

(財源＝社協会費・共配・善意銀行)

区・自治会・健康福祉会単位等で行われる「ふれあいいきいきサロン」活動に対して、助成を行う。同一区内で、複数サロンへの助成を可能とする他、テーマ型の子育てサロンなどの子育て支援や障がい者支援、介護者の会などのサロン活動にも対応していく。

(3) 見守り・支えあい活動助成

(財源＝社協会費、共配)

区・自治会・健康福祉会等の単位で、地域住民が主体となり支援を必要とする住民や世帯を把握し、見守りや支えあいを行う活動に対して「見守り活動」「支えあい活動」の推進支援を目的に助成を行う。助成金をきっかけに見守り支えあいのご近所福祉活動が地域に定着し、地域主体の住民活動につながるように支援する。

3. 当事者支援・団体支援

(1) 当事者・団体支援

当事者や当事者団体の自立支援を主眼としながら、福祉課題を抱える当事者の課題を掘り起こし共に整理し、地域課題として解決につながるよう、関係機関や専門職と連携した支援を行う。また、当事者や団体の交流や活動拠点の確保に努める。

会合や研修会など様々な機会や場所を通して、課題を抱える当事者と向き合い、伴走型で課題解決に寄り添い、充実した活動となるよう活動の紹介や周知を行う。

①ひとり暮らし高齢者支援

- ・民生委員児童委員と協働で毎年9月1日を基準日として「65歳以上ひとり暮らし高齢者等実態調査」を行い、その世帯の状況や悩みごとの把握とともに、災害時に支援が必要な方の見守り活動へとつなげる。また、実態調査から把握できたひとり暮らし

高齢者世帯に対し、命のバトンを配布する。バトンの中の救急情報用紙については 毎年12月に更新する。

- ・ひとり暮らし高齢者のつどいの開催支援を行い、高齢者の抱える悩みや課題の相談の場として現況把握とその解決につながる支援を行う。(財源=共配)
- ・健康福祉会などの地縁組織や自治振興会など関係機関、団体と連携して、ひとり暮らし高齢者への見守り活動を支援する。

②障がい児・者支援

- ・障がい児タイムケア事業の実施(市協定)
サマースクール ウィンタースクール スプリングスクールとして、各地域の特性をいかして開催する
- ・障がい者のつどいの開催 (財源=共配)
障がい者福祉週間に各町単位でつどいを開催する。

③当事者団体支援

団体の組織と活動が安定し継続できるよう、以下の団体に必要に応じた事務的支援等を行う。

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------|
| ・身体障害者更生会 | ・手をつなぐ育成会 | ・介護者の会 |
| ・遺族会 | ・老人クラブ(ゆうゆうクラブ) | ・視覚障害者協会 |
| ・聴覚障害者協会 | ・精神障害者親の会 | ・その他当事者団体 |

(2) 福祉団体支援

各福祉団体が果たすべき役割を支援するとともに、社協事業との協働により双方の活動の充実をはかり、活動や運営へ適切な支援を以下の団体に行う。また、団体がかかえている課題の把握や、情報の共有、課題の整理、解決に向けた取り組みを行うために関係団体のネットワーク化を進める。団体の活動がより拡充できるように活動拠点の確保に努める。

- | | |
|----------|--------------|
| ・赤十字奉仕団 | ・ボランティア連絡協議会 |
| ・更生保護女性会 | ・その他福祉団体 |

(3) 民生委員児童委員協議会との協働

「ご近所福祉のまちづくり」を目指して、協働して取り組む地域福祉活動のパートナーとして連携していくとともに自主的な活動・運営が充実するように適切な支援や事業の精査を行い、互いの活動の充実をはかる。

さらに、地域の課題や生活の困りごとについて話し合える関係機関とのネットワークを進め、関係機関や団体と協働の事業展開ができるように支援する。

4. 福祉ボランティア活動推進事業

(財源=共配)

平成29年度から甲賀市社協ボランティアセンターを地域活動支援課内に置き、ご近所福祉を中心とする地域活動支援とボランティア活動支援を一体のものとして事業展開を行

う。

甲賀市社協ボランティアセンターは、各旧町域における、地域を基盤とする地縁型の福祉ボランティア活動を推進・支援するとともに、区・自治会や小学校区、中学校区、旧町など地域を超えた個人やグループの福祉ボランティア活動を推進・支援する。

また、平成29年度には当会の6つのボランティアセンターを常設型の災害ボランティアセンターとして機能させることを目指し、市及び関係機関、ボランティア実践者との協議を行う。

(1) ボランティアコーディネートを中心業務とした事業の展開

- ・支援の必要な方とボランティアをマッチングし、住民同士の共助を促進するために各ボランティアセンターにてコーディネートを行う。またその内容が充実するよう、ボランティア登録の推進、入門講座の開催、広報啓発、グループ活動支援を行う。
- ・各地域（町）のボランティアコーディネートを充実するための支援を甲賀市社協ボランティアセンターが実施する。
- ・ボランティア担当者のスキルアップのために研修への参加を促進し、専門職として関係機関との連携を進める。
- ・市内福祉施設、企業、学校や広く市民活動を支援するあいこうか市民活動ボランティアセンターと連携する。

(2) 市ボランティア連絡協議会支援

- ・市全体ならびに各町ごとに設置されている市ボランティア連絡協議会の事務局支援をするとともに、地域のボランティア活動の活性化を推進する協働のパートナーとしてともに取り組む。
- ・総会・交流会・研修会・ボランティアまつりなどのイベントに加え、ボランティア連絡協議会が本来の目的を確認し、ボランティア活動の実践と向上を図るための支援を行う。特に定例会などボランティアグループ相互の連携と意見・情報交換につながる支援を重点的に行う。

(3) 住民や学校が実施する福祉学習への協力・支援

地域や学校と協働で福祉の学習に取り組むことを通して、健康福祉のまちづくりに対する住民の理解と、主体的な参加意識の醸成を目的に、企業や福祉施設、ボランティアや福祉専門職のボランティア協力により、福祉に関する学習の取り組みへの支援を行う。

(4) 福祉ボランティア養成講座の開催

住民の福祉ボランティア活動のきっかけづくり、仲間づくり、活動の場づくりとして、地域のニーズに応じた福祉ボランティア養成講座を、各地域福祉活動センターを拠点として開催する。

《テーマ（案）》

- ・福祉入門講座
- ・生活支援ボランティア養成講座
- ・災害ボランティア養成講座

(5) 活動の広報・周知

①ホームページ等による周知

甲賀市社協ボランティアセンターと各地域福祉活動センターが連携し、情報を共有して、ホームページなどを活用した情報の発信を行う。

②ボランティア行事の開催支援

各地域でボランティア連絡協議会をはじめとする団体が開催するボランティアまつりなど、住民へのボランティア啓発を目的とした取り組みを支援する。

(6) 福祉活動助成

①ボランティアグループ活動助成

市民やボランティア活動者の新たな福祉ボランティア活動の取り組みを支援するために、相談援助とともに助成金を交付する。

②市ボランティア連絡協議会への助成、支援

(7) ボランティア活動推進のための検討

甲賀市社協ボランティアセンター、各地域のボランティアセンターの担当者会議を開催し、住民ニーズとボランティア活動のマッチング、センター間の情報共有やコーディネートの調整、グループ活動支援、助成事業や市民活動との連携強化等について検討する。また、住民の福祉活動のすそ野の拡大と、市民の生活課題に対応したボランティア人材の育成を目指し、各地域福祉活動センターを拠点とした連携し各種講座を企画開催する。

5. 福祉センター等受託・指定管理事業（市）

(平成 27 年度～平成 29 年度)

(1) 水口社会福祉センター

社会福祉を目的とする住民の相互交流および活動の場を提供するとともに、住民の福祉意識の向上と主体的な福祉活動の推進を図るため、水口社会福祉センターの貸館や管理運営を行う。(福祉ホールは指定管理)

(2) 老人福祉センター

市内 3 か所の老人福祉センターの指定管理を受け、市社協として事業の主体性を発揮しながら地域特性を活かした事業展開をしていく。

①碧水荘（水口）

市内在住の 65 歳以上の高齢者の、生きがいや健康づくりの自主活動拠点として運営し自主活動の支援を行う。趣味活動を通じ、地域福祉の生活支援の担い手としての役割

づくりを推進していく。

- ・自主サークルの多様性に着目し、支援が必要な方の受け入れを増やしていく。
- ・短期教養教室の開催 ①65歳以上対象（年2回）②要支援者対象（年2回）
- ・地域交流（一般施設や店舗などへの作品展示）も積極的に参加していく
- ・サークル生主体の文化祭の開催
- ・代表者会議の開催、ボランティア推進

②フィランソ土山

- ・ご近所福祉の拠点として、貸館業務を通じて高齢者の見守り、高齢者の生きがい事業の展開をしていく。
- ・住民のニーズに沿った老人福祉センター活動を円滑に進めていく。

③佐山荘（甲賀）

- ・「あったかホーム佐山荘」として、貸館業務により、地域の交流の拠点としての役割を担う。住民ニーズに沿った老人福祉センター活動を円滑に進めていく中で、高齢者の生きがい活動の場を提供していく。

（3）甲賀市市民福祉活動センター

地域の福祉活動及びボランティアなど市民活動の拠点として施設の運営管理を行う。

（4）その他全般

- ①防火管理責任者の選任
- ②避難訓練の実施
- ③節電や省エネルギー対策の実施
- ④周辺地域の住民や学校児童・生徒との交流、事業協力
- ⑤契約更新に向け、市との指定管理内容の見直し
- ⑥適正な業務の第三者委託の実施

6. あいこうか市民活動・ボランティアセンター

（甲賀市市民福祉活動センター指定管理事業）（平成27年度～平成29年度）

市民が安心して、快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、地域の福祉活動およびボランティア等の市民活動の促進を図るため甲賀市が設置した甲賀市市民福祉活動センターは、指定管理2回目の最終年度となる。今一度、センター機能のあり方を再点検し、常に市民目線で、市民活動やボランティア活動の活性化を推進するとともに、当施設の利用者がより利用しやすい管理運営を行い、必要な情報をタイムリーに発信・提供するように努める。

（1）市内の市民活動、ボランティア活動の活性化

- ・地域市民センターや社協内部部門間で連携し、ボランティア活動や市民活動、地域コミュニティ活動（自治振興会、区・自治会などコミュニティ活動）の支援や活動をつなげるための事業の実施。

- ・市民活動団体やボランティア（団体・個人）の登録や相談、コーディネートの実施。
- ・市が実施する甲賀市市民協働事業提案制度、地域人材活性化事業等のまちづくり事業への参画。行政・企業・学校等との連携。地域コミュニティを円滑にするための国際交流、人権関係諸機関との連携。
- ・施設の貸出（多目的室・交流スペース）、他施設利用の紹介。
- ・区・自治会やボランティア等市民活動に必要な備品等の貸出
- ・市民活動に関係するコピー印刷や長尺プリントサービスの実施。
- ・自治振興会など地域コミュニティの活動支援、コンサルタント業務の実施
- ・センター職員のスキルアップのため研修会への参加。
- ・地域福祉の促進事業として、「市民活動者が取り組む地域福祉活動」の研究。
- ・自治基本条例の運用支援や今後想定される市民活動者による指定管理制度のあり方の研究。

（２）意見交換会（運営委員会）の開催

適正なセンター運営を目指すため、有識者、ボランティア活動や市民活動、コミュニティ活動を実践している市民などから、センターの運営や事業への助言や提言、運営への意見をいただくため意見交換の場を設ける。

（３）市民活動支援、ニーズ対応講座等の開催

地域計画づくり支援、情報発信、課題解決手法など活動者のニーズに対応した講座、現活動者のスキルアップを目指した分野毎の講座を企画開催、または、関係機関等と共催する。

（４）活動の広報・周知

①広報紙の活用

社協広報「こうか」や市広報「あいこうか」、「あいコムこうか」等を活用して、センターの情報発信を行う。

②ホームページ・ブログ等による周知

情報収集や発信、情報の共有を行う。

7. 共同募金運動の推進と配分金活用

甲賀市共同募金委員会として募金運動を行い、甲賀市共同募金委員会より配分を受けて、地域福祉事業を推進する。今年度は、昨年より運動期間が1月～3月にも拡大されていることから、テーマ型募金や用途選択募金等の取り組みなどに有効活用できるように検討する。

また、国内外で発生する災害時の支援として、被災地への義援金募集を行い、被災地の都道府県共同募金会へ送金する。

①推進体制基盤の充実と運営の適正化

社会福祉法の改正に伴い、より透明性を確保するために「甲賀市共同募金運営委員会」とともに「甲賀市共同募金配分委員会」を設置する。

②地域住民にわかりやすい啓発活動

- ・甲賀市の地域福祉イメージキャラクターふくろうのしいちゃんを使った啓発などを行う。
- ・共同募金の使途周知を徹底する。
- ・募金しやすい環境整備や活動目的募金などの導入を検討する。
- ・新規の職域募金を拡大していく。
- ・独自イベントを開催し啓発活動を行う。

③共同募金の配分を受けた団体・事業についての周知、啓発

- ・配分を受けたことの明示（ステッカー利用・広報掲載等）
- ・福祉大会や街頭啓発などを使って使途を、地域住民に公開及び発信する。

8. その他受託事業

(1) 障がい児タイムケア事業

(市協定)

障がいのある小中高生の長期休暇期間中における活動の場を確保するとともに、保護者や地域、関係機関の参画を得た実行委員会形式で企画・運営し、障がいに対する理解を深められるように開催する。

また、地域の方々のふれあいと地域の人材育成の場として地域特性に合った事業を展開する

① 事業方法・あり方検討

放課後児童クラブなど、障がいのある小中高生の、夏休み中に限らない活動の場が増加したことにより利用者の選択の幅が広がったことと、また子どもの減少により、参加者数も減少傾向にあるため、従来から行ってきた内容での開催が困難になってきている。そのため安全を第一に考え、地域資源を有効に活用しながら開催する事業の在り方を、保護者や関係団体とともに実行委員会で検討する。

また、地域ごとに開催する実行委員会だけでなく、広域での保護者や指導員、関係機関、団体等による検討を行い、公平性、安全性、効率性に配慮した事業の方向性や方針を決める。

②地域への啓発実施

- ・地域に対して、障がい者理解を深めるために、障がい児やその家族の居場所づくりや身近な地域での支援の必要性や理解が得られるように進める。

③安全な事業実施

- ・「甲賀市社協タイムケア事業安全管理マニュアル」に基づき、甲賀市作成の「安全対策マニュアル」の「特性要因図」や「危機管理マニュアル」を活用しながら安全な事業実施を行う。
- ・医療の必要な利用者に対しては看護師の派遣、介護の必要な利用者には介護福祉士などの専門職員で対応するなど、利用者の様々な障がいに対応した安全確保に努めた事業を実施する。
- ・障がいによっては個室を用意するなど、安全な会場の確保に努める。

④保護者の参画促進

- ・実行委員会への参画や、「甲賀市手をつなぐ親の会」など、障がいのある子を持つ親の会や保護者との関係づくりや計画段階からの事業への参画を促進し、連携できる体制づくりを行う。

⑤指導員やボランティアなど支援者の発掘・人材育成

タイムケアボランティアの事前学習や障がい児支援研修会を開催する。

⑥関係機関、団体とのネットワーク構築

関係機関団体との意見交換によるネットワークにより タイムケア事業の充実と障がい者支援の充実を図る

⑦活動と交流と育成

タイムケアの場を対象児童や地域の方との交流等と障がいへの理解を深めてもらう場、ボランティア活動の場、市や社協職員の人材育成の場としての活用と地域の特性を活かした、事業展開をする

(2) ファミリーサポートセンター事業

(市受託)

選任のアドバイザーを配置して事業を行う。現状でお願い会員213名に対し、まかせて会員91名、どっちも会員13名で年間約690件の対応を行っており、需給のバランスと事業の安全性確保が課題となっている。また、市担当課と連携をとりながら、まかせて会員の増大と、子育て支援の人材の発掘、育成、事業の安全確保に取り組んでいく。

- ①子育てサポーター養成講座の開催（市関係課との共催）
- ②安全向上のためのファミサポステップアップ研修と会員交流会の実施
- ③市学習支援事業の児童の送迎対応
- ④子育て関係機関との連携
- ⑤ファミサポ通信の発行
 - ・会員向け情報提供や安全確認記事を掲載する。

(3) 移送サービス事業

(市受託)

公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度身体障がい者を対象に送迎により市内の居宅から甲賀市内医療機関等への通院等を支援する。

- ① スタッフの資質向上
 - ・運行に関わる職員を対象とした運転技術と安全運転そして介助・介護技術の研修を行う。
 - ・利用者の待機時間短縮と運行効率向上を目指した運行管理体制を確立する。
- ② 必要な情報収集の確立

- ・業務を実施するにあたり、利用者に関する必要な情報収集は不可欠であるため、ケース検討会議への参加など必要な情報を把握する。

(4) 認知症キャラバン啓発業務

(市受託)

甲賀市と協働し認知症高齢者とその家族を地域で支えていく。

- ・メイトの認知症サポーター養成講座開催の支援を行い地域の認知症の方やご家族を支える認知症サポーターを養成する。
- ・現在認知症サポーターの方を対象にしたステップアップ研修の内容を充実し、地域での見守りや支えあい活動に繋げる。

(5) ふくしまんパワーねっと事業★重点事業

(市受託)

甲賀市内の福祉職場で働くそれぞれの職員の人権意識を高め、質の高い福祉を継続的・恒常的に進めるために、福祉事業所そして職員同士をつなぐネットワークを構築する。また、そのネットワークにより、具体的な地域福祉課題の解決につなげる。

①「ふくしまんパワーねっと」発足

- ・「ふくしまんパワーねっと」連携・連絡会議
甲賀市内の社会福祉法人を中心としたネットワークの構築と、地域福祉課題解決に向けた協議の場づくり。
- ・「ふくしまんパワーねっと」社会福祉法人企画会議（年4回）
甲賀市内の社会福祉法人の有志職員によりまんパワーネット事業の企画を行う。
- ・「ふくしまんパワーねっと」学習会&交流会（年2回）
所属、分野、職種を越え、福祉職員をつなぎ、人権学習と情報交換の出来る場づくり。必要に応じて開催する。
- ・人権研修の開催（年1回）
- ・全事業所ネットワーク・職員ネットワーク構築
メーリングリストやSNSなどを活用し、登録制で実施する。
- ・事業所内の人権研修実施の相談・助言

9. 災害時関係事業

災害発生時できるだけ早く地域の被災者支援拠点としての初動体制を整えるため、支援活動に必要な物資の備蓄、指揮命令系統の整備や職員の意識向上のための研修など幅広い項目で組織横断的に災害に対応できる環境を整える。

(1) 防災活動計画策定

①防災活動計画の見直し、作成

過去の被災状況を検証し、災害の想定範囲を拡大した防災活動計画になるように見直すとともに、災害時の社協事業継続計画（BCP）、災害ボランティアの育成や、被災地への支援など幅広い防災活動計画となるよう作成していく。

(2) 災害にも強い地域づくり推進プロジェクト

(地域福祉活動計画推進プロジェクト)

甲賀市内における平常時からの災害ボランティア活動への意識向上と、住民や企業、関係団体、機関等とのネットワークづくり等を通して、誰もがより安全に安心して暮らせる災害にも強い地域づくりとともに、災害時の被災者支援活動を円滑に行う仕組みづくりを推進する。

近年増加する自然災害に対し、日常からの備えと、市内で被害が発生した場合に、その被害の大小にかかわらず、速やかな支援が行えるよう、甲賀市社協ボランティアセンターと各地域のボランティアセンターに常設災害ボランティアセンターとしての機能を持たせるための準備に地域福祉の推進と関連させつつ取り組む。本事業は、地域福祉活動計画のプロジェクト事業として位置付けられている。

①災害ボランティアネットワークづくり

住民や企業、関係団体、機関、滋賀県災害ボランティアセンター等との、平常時からの連携・協働の仕組み（災害ボランティアネットワーク会議）づくりを進める。

②災害ボランティアの養成と登録

③地域の防災・減災力向上のためのご近所福祉研修会等の開催

④災害ボランティア活動に必要な資機材の整備

⑤災害ボランティアセンター運営訓練の実施

⑥災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

⑦災害ボランティアセンター運営者・運営支援者研修の参加促進等による人材育成

⑧被災地への支援

近年頻発する地震や台風被害に対し、広域での支援要請に対し、職員派遣や義援金活動などの支援を行う。特に被災地への職員派遣については、幅広い人材で対応できるよう取り組む。

(3) 災害ボランティアセンターの設置運営

甲賀市社協防災活動計画に基づき、大規模災害等発生後、多数のボランティアが必要とされる場合には、市災害対策本部と関係機関との連携のもと設置する。

また、これにあたって常設災害ボランティアセンターの設置運営を目指し、平常時より災害やその被害の大小にかかわらず被災した地域や世帯に速やかな支援が行えるよう取り組む。

(4) 災害福祉避難所

甲賀市大規模災害時には、甲賀市の開設要請を受け、甲賀福祉作業所・すこやか荘・碧水荘は福祉避難所を開設する。一時避難所では生活出来ない住民の方々を受け入れるため環境整備を行う。また、各事業所は災害時事業継続の責務もあることから、体制・受け入れ人数等の見直しも行う。

- ・社協ボランティアセンターとの連携体制の確立
- ・災害物品、備品の確保、点検、発電機の調達。

- ・災害マニュアルの作成及び、定期的な訓練の開催。

10. 広報活動(法人全体)

広報活動は、社協活動の周知啓発・PRを効果的に進めるうえで大切な手段の一つである。必要な情報を必要な人へ、よりタイムリーに届け、地域福祉活動への関心や参加を促進していく。また甲賀市の福祉総合誌の役割を果たせるよう、市内でのさまざまな福祉活動や取り組み、実践者等を広く紹介するなど新しい取り組みを進めていく。

①各種広報媒体の活用

- ・広報紙「社協こうか」の発行（冊子版・地域センター版で年12回）
- ・リニューアルしたホームページの充実と活用
（ダウンロード機能の強化、災害時などリアルタイムな情報発信）
- ・facebook等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用検討
- ・市行政情報番組への参加
- ・事業周知チラシ、ポスター、パンフレット等の作成活用
- ・甲賀市社協地域福祉キャラクター「ふくろうのしいちゃん」の積極的な活用

②住民参加の促進

- ・住民参加としてのご近所福祉レポーター・ご近所福祉カメラマン・ご近所福祉イラストレーターなどの協力を得て広報活動を行う。また地域福祉活動の実践者等を広く紹介するなど市民参加を促進する。

③広報活動の支援

- ・地域団体（区・自治会等）や福祉団体等の広報作成や印刷に協力支援する。
- ・広報紙作成講座や映像作成講座などニーズに応じた講座開催を行う。

④音訳広報の発行とボランティア支援および育成

- ・広報紙「社協こうか」（冊子版・地域センター版で年12回）をボランティアグループに音訳広報を作成してもらい、視覚障がい者へ送付する。
- ・音訳ボランティアの活動支援および新たなボランティア活動者の育成のために養成講座を開催する。

⑤情報弱者への情報発信の工夫

- ・外国籍住民などへの情報発信の工夫（やさしい日本語、ルビ打ちなど）

3. 医療・介護・福祉連携への取り組み

「最期まで自分らしく暮らし続けられる甲賀市」を目的に介護保険事業運営を通じて要介護状態になっても、望む場所で最期まで過ごしてもらえるよう法令遵守の下責任のある事業運営を行う。

1. 在宅看取りケアの推進★重点事業

- ・社協各事業所が取り組んだ在宅看取り事例の検討を定期的に行い各事業ケアの質向上に努める。
- ・各事業所の取り組み事例を在宅生活支援部全体で事例発表を行い各々の役割を認識し、チーム力を高める。
- ・対外的に在宅看取りの取り組み発表を行い、市民に在宅療養・在宅看取りの理解を深めてもらう。
- ・地域医療（在宅療養支援病院・開業医）市内介護保険事業所と連携を行い甲賀市全体で安心して在宅看取りが提供できるように努める。

2. 認知症への支援★重点事業

- ・社協各事業所が取り組んだ認知症介護の事例の検討を定期的に行いケアの質向上に努める。
- ・各事業所の取り組み事例を在宅生活支援部全体で事例を共有し各々の役割を認識してチーム力を高める。
- ・住民に認知症を理解していただき、認知症の方やその家族を支え、見守る地域にするため認知症キャラバンメイトやサポーターが活躍できる事業を展開する。
- ・認知症になっても生涯住み慣れた地域、自宅で暮らせるように専門的ケアを提供する。
- ・認知症徘徊高齢者に対して市とともに対応システムについて整備し、推進する。

3. 福祉の地域づくり

- ・障がいのある方、病気の方、子供から高齢者全ての方がお互いに、自分たちで出来る手助けや見守りが、自然に行える甲賀市になるために地域ぐるみで福祉学習の輪を拡げていく
- ・市内小学校・中学校で車椅子体験学習や認知症サポーター養成講座等を通して、障がいのある方や認知症の方に対する対応が自然に行動できるような地域創りを目指して社協職員と地域住民が協働して行う。
- ・市内介護者の会に参加し家族の思いを聞き、共に考える機会を持ち家族の方に対する支援に繋げる。

4. 介護予防の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業を訪問介護・通所介護が行い、だれもが生き活きと、地域の一員として役割をもって生活できる力をつける事業運営を行う。
- ・自立につながる日常生活への支援や要介護状態の軽減・悪化の防止のための介護予防の取り組みを強化する。
- ・自立支援型地域ケア会議に参画し、自立支援型ケアマネジメントの推進に努める。

5. 訪問介護事業

①介護保険事業

- ・地域に密着した事業を行い展開し、市民に安心できるケアを提供するため、訪問介護特定事業所としての知識と技術の向上と日々更新していくケア情報の収集を行う。
- ・喀痰認定ヘルパーを増員し喀痰吸引等事業者の指定が未だ受けられていないヘルパーステーションつちやまの事業所登録を行い甲賀市全域の市民の要望に応える体制整備を行う。
- ・チーム支援を基調とした社協在宅看取り・認知症マニュアルに沿ったケアの提供を地域へ推進していく。

②障害者総合支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

- ・障がい特性に重点を置いた研修受講ケア向上の受講を行い職員全員が個々の利用者に添った対応力を強化する。
- ・社協介護事業の強みの5地域（町）事業所が連携し、滞りなくサービスが提供できる体制を整える
- ・障がいのある方が居宅、また地域においても安心して暮らせるよう、障害者差別解消法を念頭に心身の特性を踏まえた課題を地域福祉活動センターに繋げる。

③甲賀市介護員派遣事業

- ・ひとり親家庭での子どもとのふれあいを通し家事の方法を教えたり、孤独に陥りがちな乳幼児を育てる母親の相談役として経験豊富な訪問介護員が自宅に訪問し家庭状況に見合ったサービス提供を行う。
- ・真に必要とされている家庭の利用を促進するために啓発の機会を作る。
産褥期ヘルパー・ひとり親家庭家事援助派遣事業

④保険外事業

- ・介護保険制度で対応できないサービスを提供することで、住み慣れた地域で在宅生活を継続できる支援を行う。

⑤安否確認安心ダイヤル事業

- ・365日、安否確認電話をかけることで利用者の心身の状況を把握し、安心して過ごしてもらおうと共に、状態異変時・不通時には各地域の介護員や地域福祉活動センター職員が訪問し緊急時には関係者に報告する。
- ・日常生活における健康、生活面不安などを聞き取り関係機関へ繋ぐことで安心して在宅生活が出来るように支援する。

6. 訪問入浴介護事業

①介護保険事業

- ・利用者の心身の状況、希望、置かれている環境などを考慮し心身機能維持を目的に清潔保持のサービス提供を行う。
- ・終末期、介護予防、認知症のある方等の幅広いサービスの提供を行う。
- ・甲賀市内全地域に過不足が無いようにサービス提供を行う。
- ・在宅看取りケアの重要な位置づけのサービスであり、ケアチーム連携を重視し市民啓

発を行う。

②甲賀市身体障害者入浴サービス事業

- ・障がいのある方の在宅生活が継続できる地域になるため、家族だけでは介助が困難な身体障害者（児）の入浴を訪問入浴介護が行い、清潔保持、社会交流に努め福祉の向上を図る。

7. 通所介護事業

①介護保険事業

- ・在宅看取り、認知症ケアの実施に向け職員の介護技術、医学的知識の向上を目指す。
- ・生活相談員の充実配置と、介護福祉士資格者を強化し、法令遵守を第一に質の高いサービスを提供していく。
- ・利用者一人一人のニーズに合わせた機能訓練を提供し、受動的から能動的な活動への転換を図ることで、達成感と生活意欲の向上を目指す。

②社協通所事業展開

- ・地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援、集いの場の提供。
- ・包括と連携した、筋力ステップアップ教室の開催（3か月の短期期間で実施）

8. 訪問看護事業

①介護保険事業・医療事業

- ・研修・講座参加、情報集収を行い、常に進化していく医療処置・医療ケアに対応し在宅療養ケアの充実に努める。
- ・事業所内で在宅看取り・認知症ケアの事例検討を行い、事業所でケアの課題抽出と共有でケアの質を向上する。
- ・リハビリ専門職の導入に向けた取り組みで市民の身体機能向上と重度予防に重点を置く。
- ・看護学生の実習生受け入れや講義活動での啓発で、看護師の育成に協力する。
- ・市内介護職吸引実習指導を行い、市内医療依存度の高い利用者の受け入れ態勢を拡大する。

9. 居宅介護支援事業

①介護保険事業

- ・医療や地域のインフォーマル支援を活用、多職種の連携を強化し、在宅看取りや認知症支援を推進、地域に定着させていく。
- ・総合支援事業への移行に際し、利用者が支援から漏れることのないようにする。
- ・甲賀圏域がすすめる自立支援型地域ケア会議に参画し、自立支援型ケアマネジメントを推進する。
- ・個別事例の課題から地域の課題を抽出し、新しい社会資源や仕組み作りの提案を行う。
- ・生活困窮に関わる事例は生活困窮者自立支援担当部署に繋ぎ連携し、解決に努力する。
- ・ケアマネジャーの専門研修や資格取得などの自己研鑽を継続する。
- ・高位の特定事業所加算の算定要件を満たし体制整備を進めることにより、事業所の質の向上をはかる。

4. 「相談・支援」への取り組み

生活困窮者自立支援制度に基づき、社会的孤立にある人、生活困窮にある人、制度のはざまにある人などに対して、自立相談支援事業、家計相談支援事業などの適切なサービスを行い、家計の管理ができるようになり、生活リズムを取り戻し、社会とも繋がることができるように自立支援していく。

本取り組みは、市からの委託を受けた自立相談支援事業・家計相談事業・学習支援事業を実施するとともに、本会がこれまでから取り組んできた福祉資金の貸付や生活物資の提供をはじめ、各地域福祉活動センターを拠点とした地域福祉活動・支援活動など、社協の本来事業と合わせて一体的に取り組んでいく。

1. 社会的孤立・生活困窮への支援活動の展開

(受託) (市補助)

(1) 自立支援調整事業

- ①相談者の尊厳の確保と自立促進支援の実施
- ②各種相談活動・関係機関との連携調整
- ③連携・支援に必要なネットワークづくりによるチーム支援
- ④インフォーマルサービスの開発や見守り活動の推進
- ⑤支援調整に関わる会議参加や情報提供の推進

(2) 家計相談支援事業

- ①家計収支のバランスが取れていないなど、家計に問題を抱え、現に経済的に困窮している人への相談支援の実施
- ②相談者の自立促進を目標に、課題の把握・助言等を行い、必要に応じて手続や債務整理、貸付のあっせんなどの支援を実施

(3) 学習支援事業（学んでいコウカ）(新規事業)

- ①甲賀市が進める生活困窮世帯の児童・生徒を対象にした学習支援の1教室を受け持ち、児童・生徒の学習機会の確保・食事の喜び・他者との交流・将来への備えなど子どもたちが成長できる場として取り組んでいく。
- ②指導者・地域サポーター・ボランティアなど幅広い協力を得て、地域で子どもたちを育てていく場となるよう取り組んでいく。
- ③児童・生徒の家庭の生活上の課題等も見逃さず、必要な支援を実施する。

(4) 総合相談の取り組み

住民の生活課題解決や地域の福祉力を向上することを目指し、社協の総力を結集するとともに関係機関との連携やネットワークを構築していく。各種相談事業を通じて、個別課題、地域課題などの早期発見、早期対応を行い、上記の自立支援事業との連携により解決支援をすすめる。

①福祉なんでも相談

- ・社協職員全員が、住民の暮らしに関わる課題を受け止め、社協の機能を十分に活用しながら、早期発見・早期対応・早期解決に向けて相談・支援に取り組む。

②こうか心配ごと相談

民生委員児童委員活動と連携しながら、民生委員児童委員を相談員とし、住民の暮らしに関わるさまざまな相談の窓口・橋渡しの相談所を開設する。

- (1) 全市を対象に水口地域で週1回（毎週月曜日）の相談所を開設
- (2) 相談者に寄り添う相談活動の推進
- (3) 相談員研修の実施、各種相談機関の相談員を対象とした研修の実施
- (4) 心配ごと相談のPR活動強化周知徹底

③法律相談（市受託）

法的アドバイスが必要な相談に対して、滋賀弁護士会の弁護士を相談員として、法律相談を市内で月2回実施する。

(5) 資金貸付事業（県社協受託）（善意銀行）

経済的困窮世帯へのセーフティネットとして資金の貸付支援を行い自立を促進する。

①生活福祉資金貸付（県社協受託）

低所得者・障がい者・高齢者・失業者に対する生活支援の必要性はますます高まっている。資金が有効に活用され、計画的に返済されるよう、生活の実態把握に努め、県社協が実施する生活福祉資金の窓口として相談・支援を行う。

②小口資金貸付（善意銀行）

- ・経済的困窮者の課題が複層化していく中、自立した生活を送れるよう生活の実態把握に努め、資金が有効に活用され、計画的に返済されるよう相談・支援を行う。
- ・現在の償還滞納者の整理を行い、現状把握および課題解決の支援を行う。

(6) 生活物資ささえあい事業（生活物資提供支援事業）（善意銀行）

- ・生活状況を聞き取り、生活困窮などにより一時的に食料等が確保できない場合に食料や生活物品を提供し、生活の再建へ向けた支援を行う。
- ・市民や企業へ物資提供のPR活動の強化と必要なニーズに応じて需給調整を行い、生活物資や食料支援の支えあいのネットワークづくりを行う。

2. 部門連携会議

社協の各部門・セクションのみや、日常的な連携だけでは解決しきれない住民の生活課題を解決するため、部門横断的に関係する社協職員が集まり、「部門連携会議」を設置し、課題解決の協議・支援調整を行う。

3. こうかあんしんネットセンター

(1) 地域福祉権利擁護事業（県社協補助金・市補助・社協会費）

判断能力の低下した認知症高齢者、知的・精神障がい者などの自立支援を基本に、福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理支援・書類等の預かり支援を行う。

①利用者および利用ニーズに対する対応

ますます増えるニーズに対応できるよう、地域や関係機関・団体等のネットワークを活用しながら、契約利用者の支援内容や支援計画の見直しを行う。

②成年後見センターとの連携

NPO法人成年後見センターばんじーや他の支援機関と連携・協力し、圏域における権利擁護支援のシステム構築に参画していく。

③内部チェック体制の強化

利用者の権利擁護の観点から不正防止や事故予防のため、適正な事業推進をするため、内部牽制体制・チェック機能の強化を図る。

④社協内部部門間連携

⑤生活支援員の養成講座の実施

⑥法律専門職との連携の強化

4. 障がい者への相談支援・計画相談支援の実施

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（障害者総合支援法）の規定によりサービスを行う指定特定相談支援事業者の指定を受け、①計画相談支援（サービス等利用計画の作成）②基本相談支援を行う。

障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し計画を作成支援する。

5. 福祉作業所の運営

(つちやま福祉作業所、甲賀福祉作業所)

心身に何らかの障がいがある方の「働く場」を提供し、通所者同士や地域の方々、ボランティアの方々などとの交流を通して社会への参加および自立に向けた支援を行なう。

また、自閉症の利用者の増加により、より高度で専門的な対応を求められるケースが増えているため、職員体制の強化ならびにスキルアップ、意識向上を目指す。

現在甲賀・土山の2か所で独自に運営している作業所を地域のニーズや特性を活かしながら、特徴ある作業所として今後、両作業所が地域密着の障がい福祉サービス事業所として、地域の中で、また社協の中で、どのような立ち位置で進めていくのか、組織の在り方を明確にする等、将来構想について検討していく機関を新たに立ち上げるべく今年度から準備に取り掛かる。

(1) 利用者工賃の増額

利用者の経済的自立につなげるため、就労支援事業の見直し・さらなる強化による工賃の増額に努める。

自主製品で、当作業所の目玉製品でもある「バウムクーヘン」等の製菓事業において、地域や今までの販路以外でもPRに主力を置き、「甲賀の名産品」を目指した商品となるよう宣伝活動に力を入れる。

(2) 研修参加や資格取得による職員のスキル向上

障がい者サービス事業所職員として、専門性やスキルの向上を目標に、内外の積極的な研修参加や資格取得を進める。

(3) 職員間連携の強化と情報収集

地域と密着し、利用者のニーズに応じた自立支援型の作業所づくりを目標に、他法人が運営する施設等への視察研修や両作業所合同の勉強会を実施するなど、職員間の十分な意思疎通をはかり連携して取り組む。

(4) 利用者の余暇支援活動

土山地域で、空き家となった古民家を利用した「居場所」づくりに協力し、障がいのあ
るなしに関わらず誰もが参加できる環境づくりに地域や関係機関と連携して支援協力する。

(5) 作業所将来構想検討委員会（仮称）への取り組み

作業所の将来構想について、有識者を交えて検討を行うための取り組みをする。